

令和2年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

資料次第

- 1 委員・オブザーバー紹介 委員等一覧参照
- 2 令和2年度の協議会の進め方について 本資料(P.1)
- 3 令和元年度協議会 第3回会議における議論の整理について 本資料(P.2)
- 4 議事内容
 - (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画について 本資料(P.3)、別添資料1
 - (2) とよた市民後見人の養成・共働について 本資料(P.4~5)、別添資料 2-1,2-2
 - (3) 令和元年度豊田市成年後見支援センター実績について 本資料(P.6~7)

<送付資料>

- ① 次第
- ② 令和2年度 委員一覧
- ③ 協議会設置要綱
- ④ **本資料** 第1回会議本資料
- ⑤ **別添資料 1** 計画の進捗管理について
- ⑥ **別添資料 2-1** 令和元年度とよた市民後見人バンク登録名簿
- ⑦ **別添資料 2-2** 令和2年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム
- ⑧ 参考資料 くらし応援資金チラシ
- ⑨ 確認書兼意見書および日程調整票 ※委員のみ

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- (1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

(組織)

第4条 推進協議会は、常任委員7人をもって組織する。

(委員)

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 愛知県弁護士会に属する者
- (2) 愛知県司法書士会に属する者
- (3) 愛知県社会福祉士会に属する者
- (4) 豊田加茂医師会に属する者
- (5) 医療相談員である者
- (6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者
- (7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(会長)

第6条 推進協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(推進協議会の開催)

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(推進協議会の公開)

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

(部会の設置)

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて定めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

(報償)

第11条 別表第1に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。

2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

(事務局)

第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。

2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。

3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

豊田市成年後見・法福連携推進協議会の委員及びオブザーバーの報償費

委員及びオブザーバー	日額
愛知県弁護士会に属する者	19,700円
愛知県司法書士会に属する者	
豊田加茂医師会に属する者	
愛知県社会福祉士会に属する者	8,000円
医療相談員である者	
豊田市地域自立支援協議会に属する者	
他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者	

<委員（7名）>

杉本 みさ紀	愛知県弁護士会
前田 裕之	愛知県司法書士会
近藤 孝	愛知県社会福祉士会
加藤 真二	豊田加茂医師会
杉村 龍也	J A 愛知厚生連 豊田厚生病院
小澤 伸也	豊田市基幹包括支援センター
阪田 征彦	豊田市地域自立支援協議会

<オブザーバー>

※オブザーバーは必要に応じて招集するものとする

- （1）名古屋家庭裁判所に属する者
- （2）委員以外の委員所属団体に属する者
- （3）他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

<事務局>

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

豊田市成年後見支援センター（社会福祉法人豊田市社会福祉協議会）

順不同、敬称略

令和2年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議・本資料

令和2年5月22日（金）開催予定分
豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター

1	令和2年度の協議会の進め方について	P. 1
2	令和元年度協議会 第3回会議における議論の整理について	P. 2
3	豊田市成年後見制度利用促進計画について	P. 3 【別添資料1】
4	とよた市民後見人の養成・共働について	P. 4~5 【別添資料2-1】 【別添資料2-2】
5	令和元年度豊田市成年後見支援センター実績について	P. 6~7

第1回 5/22開催予定分 (書面にて実施)

① 豊田市成年後見制度利用促進計画 について

- ・令和2年度～令和4年度の進捗管理
について

② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・1期生(令和元年度修了生)のバンク
登録について
- ・令和2年度の講座スケジュールについて

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和元年度実績報告



第2回 11月頃

① 豊田市成年後見制度利用促進計画 について

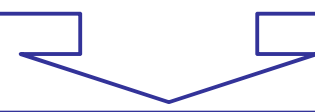
- ・進捗状況の中間報告
- ・重点取組項目に関する協議

② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・1期生に関する状況報告
- ・令和2年度講座に関する状況報告

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和2年度中間実績の報告



第3回 2月頃

① 豊田市成年後見制度利用促進計画 について

- ・令和2年度の取組報告
- ・次年度以降の進捗管理について

② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・次年度講座開催に向けたスケジュール、
取組手法、周知方法等の検討

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和2年度実績見込みの報告
- ・令和3年度センター事業計画の承認

豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・ **センターにつなげるケースの目安について**
障がい分野、高齢分野の関係機関に相談しながら作成していくこととし、作成後は医師会班会議等にも情報提供を行う。
- ・ **後見人の受け皿について**
後見ニーズの爆発に対応するためには、専門職や親族、市民による後見以外にも、**後見活動を行う法人を新たに確保していく必要がある**。他市では障がい者の親の会や社会福祉法人、NPO法人が参画して法人後見を行っている例が多くあり、そういった法人が後見活動を行いやすいような環境整備を豊田市においても検討していく必要がある。
- ・ **候補者調整の運用等**
市民後見人や新たな法人後見実施団体を候補者として調整する際は、受任調整会議における調整先に追加していくイメージで運用していくこととする。

とよた市民後見人の養成・共働について

- ・ **市民後見人のバックアップ体制について**
後見支援センターによる365日24時間の相談受付体制をとるが、センターのみに負担が集中しないよう事前にチーム内で緊急時の対応を取り決めておくなど、**チーム全員で適切な役割分担ができるよう準備**しておく必要がある。
- ・ **今後のターゲット・カリキュラムについて**
国が示す働き方改革は休暇の有効活用という視点もある。**社会貢献活動をしたい民間企業で働く層もターゲットとして想定**しそういった層でも受講しやすいよう講座のプログラムを柔軟にする等、検討していく。
- ・ **市民後見人の選任について**
家庭裁判所内でも申立を受け、どのようなスキームで審判を行うかについて検討していただくとともに、今後予定される1期生のとよた市民後見人を単独受任とする際の手続きや流れについては、改めて相談していくこととする。市として**家庭裁判所との連携を意識**し、受任調整の流れなどについて専門職を含めすり合わせを図っていく。

豊田市成年後見支援センターについて

- ・ 権利擁護支援活動を支える仕組みについては、**一般からの寄付の受付・活用をスムーズに運用できることが大事**。
- ・ 家庭裁判所に受任調整会議の様子を見ていただくための工夫を行い、候補者の推薦に関してどのような議論がなされているか相互理解のための努力をしていく。より良い後見人の選任に向け、中核機関と家庭裁判所の考えをすり合わせることも重要。

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について

【別添資料 1】 参照

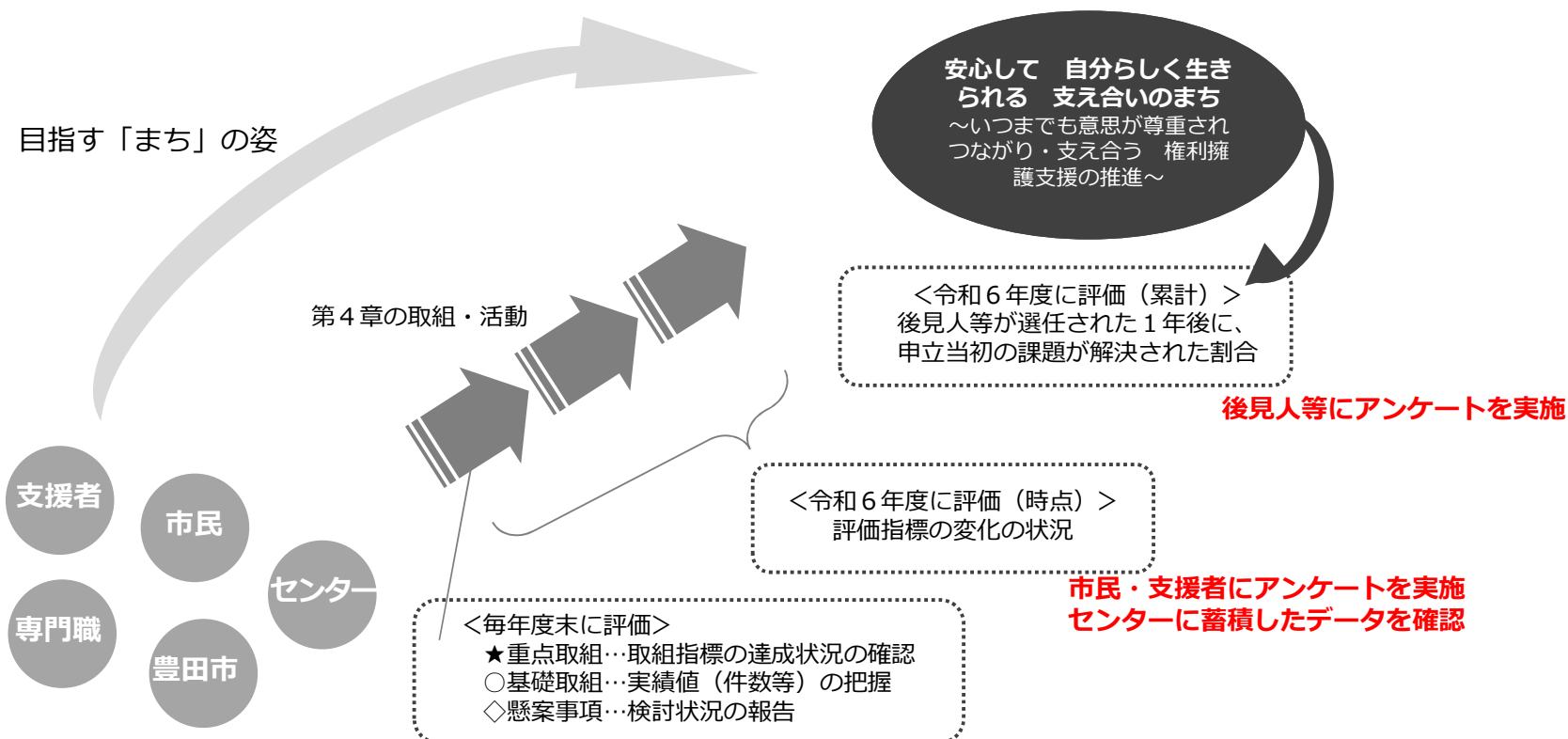
計画の進行管理・評価について (計画P.66)

<計画の進行管理>

- 「重点取組」については、毎年度の取組指標を掲げており、その進捗状況を確認していく。
- 「基礎取組」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行う。
- 「懸案事項」については、あらかじめ検討時期を設定したうえで、それに応じた検討状況を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に報告し、方向性を確認しながら進めていく。

<計画の評価体制>

- 計画全体の評価については、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、取組内容や成果を確認し、評価を行う。
- 市民目線、専門的視点からの進捗状況の評価した上で、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じた見直しなどを行う。



とよた市民後見人の養成・共働について

【別添資料 2-1、2-2】 参照

1 令和元年度とよた市民後見人養成講座について

<修了証の授与について>

	変更前
方法	修了式での授与
実施日	令和2年2月29日(土)
実施場所	豊田市福祉センター
対象者	17名



	変更後
	<u>郵送</u> による授与
	令和2年5月7日(木)郵送にて発送済
	なし
	17名

<とよた市民後見人バンク登録について> ...別添資料2-1を御確認ください。

	変更前
方法	対面形式での面接
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に日程調整を行い、当日は3会場(部会員2名ずつ)で実施 ・登録希望者は面接後郵送で必要書類を提出
実施日	令和2年4月25日(土)
実施場所	豊田市福祉センター内
バンク登録者	17名



	変更後
	<u>電話での面接</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に面接希望者に対し必要書類等を郵送し、日程調整を行う。 ・当日は3会場(部会員1名ずつ)で実施 ・登録希望者は面接後郵送で必要書類を提出
	令和2年5月16日(土)に実施済
	なし
	17名

2 令和2年度とよた市民後見人養成講座について

○令和元年度成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議にて、令和2年度とよた市民後見人養成講座のカリキュラムを提示しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、下記のとおりカリキュラムの変更や開催手法の見直しを行います。

<実施スケジュールの変更(別添資料2-2参照)>

- ・「事前説明会」の実施延期・縮小
- ・「とよた市民後見人養成講座」の実施時期・カリキュラム内容の変更

	変更前	変更後
①事前説明会	令和2年7月11日(土) 第1部 学識者による講演 第2部 アドバイザー、事務局による制度及び講座の説明	令和2年8月22日(土) ・アドバイザー、事務局による制度説明及び講座の説明のみ
②開講期間	令和2年8月8日(土)～2月下旬までの隔週土曜日開催(計13日程度)	令和2年9月5日(土)～12月下旬までの月3回程度土曜日開催(計12日程度)
③講座内容	別添資料2-2裏面 「令和2年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム(旧)」のとおり	別添資料2-2表面 「令和2年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム(新)」のとおり

令和元年度豊田市成年後見支援センター実績について

<広報業務>

出前講座や関係機関向け研修会を通じ、成年後見制度及びセンター機能の普及啓発を行った。

- ・本人情報シートをテーマに関係機関向けの研修会を2回開催し、計174名の方が参加された。
- ・ふれあいサロンなどでの出前講座は参加者や地域の特性等を踏まえて制度説明等を行った。

<相談業務>

後見制度に関する相談支援を行うほか、適切な支援機関に相談をつなげた。

- ・関係機関からつながった相談は112件あり、包括31件、病院27件、行政19件であった。
- ・複合的課題を持った家庭の支援が増え、市、包括、障がい相談支援事業所等と連携をしながら行った。

<利用促進業務>

豊田市・専門職・関係機関と連携し、権利擁護が必要な方が成年後見制度につながるよう体制整備を行った。

- ・令和元年度とよた市民後見人養成講座を17名が修了。協議会での承認後、推薦開始予定。
- ・受任調整会議では91件の候補者調整を行った。昨年度の61件から急増しており、新たな担い手についての検討が必要。

<後見人支援業務>

親族後見人や専門職後見人が相談しやすい環境を整えた。

- ・チーム会議を53回行い、後見人等が親族や支援機関と協働できるよう努めた。
- ・10月より後見人等のための法律専門職相談会を開催。制度や後見人等についての相談が13件あった。

<法人後見業務>

社会福祉協議会として複合的な問題を抱える世帯、頻回な支援が必要な方等の法人受任を行った。

- ・新たに8名の方の受任を開始。現在は39名の方を受任し、支援している。
- ・身上保護に重点を置き、関係機関と連携しながらご本人の意思決定の尊重に努めている。

令和元年度豊田市成年後見支援センター実績について（数値）

<広報業務>		H30年度実績値				R1年度目標値	R1年度実績値			
出前講座（回）		42				20	38			
市民講座（回）		0				1	0 (3/17予定→中止)			
専門職との勉強会（回）		16				10	14			
<相談業務>		H30年度実績値				R1年度目標値	R1年度実績値			
相談支援		273件・延べ2,046回				250件	236件・延べ3,225回			
内訳	区分	認知	知的	精神	他	—————	認知	知的	精神	他
	対象者（名）	164	19	52	38		125	14	38	59
<利用促進業務>		H30年度実績値				R1年度目標値	R1年度実績値			
市長申立（件）		21				—————	33			
申立支援（名）		77				100	107			
定例会（回）		12				12	12			
<後見人支援業務>		H30年度実績値				R1年度目標値	R1年度実績値			
後見人支援（件）		77				—————	73			
チーム会議の開催（回）		61				70	53			
<法人後見業務>		H30年度実績値				R1年度目標値	R1年度実績値			
受任件数（名）		40（延べ43）				50	39（延べ48）			

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
	成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	1	重点	支援者・専門職向け研修の開催 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	開催回数 (回)	後見支援センター 福祉総合相談課	研修実施	→	→		
						障がい福祉課 高齢福祉課	実施にむけた委託先等へのヒアリング及び周知協力	→	→		
						支援者 専門職	研修参加	→	→		
		<p><今年度の取組ポイント> 支援者（地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等）向けの研修を年2回開催予定。構成として第一部を成年後見制度に関する講義、第二部を取組番号4の目安作成と関連付け、「どのような場面で、どのような判断基準で後見支援センターにつなぐべきか」について多職種で検討するワークショップ形式を想定。</p>									
		2	基礎	市民向け啓発の実施	開催回数 (回)	後見支援センター 福祉総合相談課	計画わかりやすい版の作成 市民向け講座の継続実施	わかりやすい版を活用した 出前講座の継続実施	→	→	
						専門職 支援者	市民向け講座への参画	→	→		
						市民	市民向け講座への参加	→	→		
		3	基礎	金融機関向け研修の開催 (市分担課) 高齢福祉課	開催回数 (回)	後見支援センター 福祉総合相談課 支援者	関係機関調整・実施	→	→		
						高齢福祉課	実施にむけた委託先等への調整協力	→	→		
		包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	支援者からセンターにつながる仕組みづくり	4	重点	成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	開催回数 (回)	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	内容検討	目安の完成、活用開始	→
障がい福祉課 高齢福祉課	委託先等へ検討の協力 要請を行うことの承諾							活用開始	→		
専門職	内容への助言等							活用時の助言等	→		
<p><今年度の取組ポイント> 取組番号1の支援者・専門職向け研修にて、後見支援センターと支援者中心に多職種で内容について検討。高齢分野、障がい分野、専門職それぞれの視点から後見支援センターと支援者の適切な役割分担のあり方の整理を行いつつ、実践的な目安を目指す。</p>											
5	基礎			多機関合同事例検討会の開催	開催回数 (回)	後見支援センター 支援者	検討会の継続実施	→	→		
						福祉総合相談課 専門職	検討会への参画	→	→		
6	基礎			総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所における相談対応 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	対応回数 (回)	福祉総合相談課 支援者 後見支援センター	相談対応の継続実施	→	→		
		高齢福祉課 障がい福祉課	委託先等が一次窓口として機能するための協力			→	→				

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築		7	懸案	消費生活センターとの連携策の検討 (関係課) 福祉総合相談課、消費生活センター		福祉総合相談課 後見支援センター 消費生活センター	現状及び課題整理	4で作成した目安を基にした内容の検討	消費生活センター用 つなげる目安活用開始
		8	基礎	センターによる相談対応とケース会議の出席	対応回数 (回)	後見支援センター	継続対応	→	→
						福祉総合相談課 支援者 専門職	対応の協力、助言等	→	→
						後見支援センター 支援者	移行調整の継続実施	→	→
9	基礎	日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施	移行件数 (件)	後見支援センター 支援者	移行調整の継続実施	→	→		
10	懸案	高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり		福祉総合相談課 後見支援センター	現状の対応継続	課題整理	対応策の検討		
本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施		11	基礎	多職種による受任調整会議の実施	開催回数 (回)	後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	受任調整会議の 継続実施	→	→
		12	基礎	センターによる申立支援の実施	対応回数 (回)	後見支援センター	申立支援の継続実施	→	→
						市民 支援者 専門職 福祉総合相談課	実施への協力、助言等	→	→
13	基礎	市長申立の実施と円滑な実施体制の整備	申立件数 (件)	福祉総合相談課 後見支援センター	継続実施	→	→		
多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり		14	重点	とよた市民後見人の養成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり		後見支援センター 福祉総合相談課 専門職	2期生養成及び権利擁護支援活動を支える仕組みの運用開始	3期生養成及び仕組みの充実	講座の方向性と仕組みの運用についての見直し
						市民 支援者	講座及び仕組みへの参画	→	→
		<p>＜今年度の取組ポイント＞ 令和2年度とよた市民後見人養成講座を開講。令和3年度までは毎年開講し、令和4年度にターゲットや内容について見直しを行う。また、権利擁護支援活動を支える仕組みとして社会福祉協議会が設置した「くらし応援資金」について、効果的な周知方法を検討するとともに、スムーズな運用ができるよう体制整備を図る。</p>							
15	基礎	法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立	受任件数 (件)	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	継続実施	→	→		
16	基礎	利用支援事業の実施と必要に応じた見直し	実施件数 (件)	福祉総合相談課	継続実施	→	→		

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～		17	懸案	新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討		後見支援センター 福祉総合相談課	課題整理・解決手法の洗い出し	対応策の検討・実施	→	
				(市分担課) 総務監査課、障がい福祉課、介護保険課		総務監査課 障がい福祉課 介護保険課 専門職 支援者	社会福祉法人等との連携策に関するヒアリング等への協力	検討への参画及び実施における協力	→	
		18	重点	親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施	開催回数(回)	後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	本格開催	定期開催	→	
						市民 支援者	相談会の活用、参画	→	→	
	<p><今年度の取組ポイント> 今年度より、親族後見人と市民後見人に向けた専門職（弁護士、司法書士）による相談会を実施。就職時報告、定期報告時の書類記入の仕方や、後見活動における専門職からの助言を得る機会を定期的に設けることで、親族後見人や市民後見人が不安なく活動しやすい環境を整備する。</p>									
		19	重点	送付先変更に係る手続き事務の簡素化 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、福祉医療課		福祉総合相談課 後見支援センター	課題整理	対応策の検討	実施	
						障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課	課題整理に関するヒアリング等への協力	課題を踏まえた対応策の検討	実施・運用	
	<p><今年度の取組ポイント> 送付先変更手続きについては、成年後見人等実務者より手続きが煩雑であるとの意見を多く頂いている。送付先変更に係る手続きの簡素化を図るため、後見人等からのヒアリングや関係課との調整を行い、後見人等の負担軽減を図るべくまずは部内での検討を進めていく。</p>									
		20	基礎	成年後見支援センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施	対応回数(回)	後見支援センター	継続実施	→	→	
						専門職 支援者 市民	センターの活用、支援における協力	→	→	
	21	重点	豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及 (市分担課) 地域包括ケア企画課		地域包括ケア企画課 支援者	ポイント集普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	→		
					福祉総合相談課 後見支援センター 市民 専門職	普及啓発における協力 検討への参画	研修等への参加	→		
<p><今年度の取組ポイント> 市全体に意思決定支援の普及を図るため令和元年度に作成された意思決定支援ポイント集について、研修会の企画や普及啓発手法の検討に参画する。後見支援センターが中心となり行っている権利擁護活動支援においても重要となる、本ポイント集の普及啓発及び定着を目指す。</p>										

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
地域で暮らし続ける基盤・環境づくり		22	基礎	エンディングノートの活用による普及と内容の充実 (市分担課) 地域包括ケア企画課	対応回数 (回)	地域包括ケア企画課 支援者 後見支援センター	普及啓発や内容の充実 に向けた検討 出前講座等による啓発 活動	出前講座等による啓発 活動	→	
						市民 専門職	エンディングノートの活用	→	→	
		23	重点	身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境 整備 (市分担課) 地域包括ケア企画課、生活福祉課、消 防			地域包括ケア企画課 福祉総合相談課 後見支援センター	実態調査	課題整理	対応策の検討
							支援者 専門職 生活福祉課 消防(警防救急課)	実態調査の協力	課題整理への協力	対応策の検討への参画
		<p><今年度の取組ポイント> 福祉総合相談課及び後見支援センターは、本人に寄り添った意思決定支援の経験や支援を通じた課題への気づきを活かし、調査や研修に関する効果的手法等の検討に参画する。また今後は先進市を参考とし、任意後見制度やエンディングノート、各種契約（委任契約や死後事務委任契約等）を活用した体制整備について検討していく想定。</p>								
		24	基礎	本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実			全ての主体	各種計画に位置付けら れた取組みの推進	→	→
		25	懸案	居住支援に関する取組との連携策の検討 (関係課) 定住促進課			定住促進課	居住支援協議会の 立上げ	課題整理	対応策の検討
福祉総合相談課 後見支援センター 支援者 専門職							居住支援協議会への参 画及び協力	→	→	

別添資料2-1

とよた市民後見人バンク登録について

豊田市成年後見支援センター長

令和元年度とよた市民後見人育成講座の全課程が終了し、とよた市民後見人バンク設置及び運営要綱第4条に基づく審査を実施しました。

実施日 令和2年5月16日（土）

審査者 松山剛久氏（豊田市成年後見・法福連携推進協議会市民後見人育成部会、弁護士）

川上明子氏（同部会、司法書士）

鬼頭陽子氏（同部会、社会福祉士）

審査の結果、以下の17名についてバンク登録者として決定しましたので、ご報告いたします。

	受講No.	名 前	年 齢	住 所	育成講座修了	バンク登録意向
1	2019-001	A・N	49	井上町	○	○
2	2019-002	I・Y	50	司町	○	○
3	2019-003	I・H	58	柿本町	○	○
4	2019-004	E・K	72	上原町	○	○
5	2019-005	O・H	77	広久手町	○	○
6	2019-006	O・H	50	鴛鴨町	○	○
7	2019-008	K・H	80	梅坪町	○	○
8	2019-010	K・M	47	秋葉町	○	○
9	2019-011	K・T	67	御所貝塚町	○	○
10	2019-012	K・M	61	若林西町	○	○
11	2019-014	S・M	70	東山町	○	○
12	2019-015	T・K	62	市下林町	○	○
13	2019-016	T・M	59	今町	○	○
14	2019-018	H・S	60	平芝町	○	○
15	2019-020	M・I	65	喜多町	○	○
16	2019-021	Y・M	72	志賀町	○	○
17	2019-022	S・S	59	日進市米野木町	○	○

令和2年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム(新)

別添資料 2-2

【事前説明会】日時：8/22(土) 13:00～ 場所：福祉センター41会議室

内容：①成年後見制度について(アドバイザー弁護士)

②とよた市民後見人及び講座の内容について(センター、市)

【基礎講座】(令和2年9月5日～12月5日) 13:00～16:30

(本：本人の意思と利益の尊重、市：市民としての生活の実現、生：生活等への変化の気づき、後：後見人としての自覚、公：公正な支援)

講座	月	日	時間	科目	講師(調整中)
1日目 42・43 会議室	9	5 (土)	13:00～13:30【30】	オリエンテーション	豊田市成年後見支援センター職員
			13:30～14:00【30】	①豊田市の市民後見活動の理念と後見センターの役割(本・市)	豊田市福祉総合相談課 利用促進担当 豊田市成年後見支援センター職員
			14:00～14:30【30】	②家庭裁判所の役割	名古屋家庭裁判所岡崎支部
			14:30～16:00【90】	③権利擁護と成年後見制度(後・公)	豊田市成年後見支援センター アドバイザー弁護士
2日目 介護予防室	12 (土)	13:00～14:30【90】	④本人の理解(認知症)(市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医	
		14:30～16:00【90】	⑤障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)(市・生)	障がい者相談支援事業所	
3日目 42・43 会議室	19 (土)	13:00～14:00【60】	⑥介護保険制度(市・生)	社会福祉士	
		14:00～16:00【120】	⑦高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	認知症初期集中支援チーム	
4日目 42・43 会議室	10	3 (土)	13:00～14:30【90】	⑧本人の理解(精神障がい)(市・生)	豊田市地域自立支援協議会
			14:30～16:00【90】	⑨医療機関と公的医療保険制度(後・公)	MSW
5日目 介護予防室	10 (土)	13:00～14:00【60】	⑩法律知識の基礎(民法)(後・公)	弁護士	
		14:00～15:00【60】	⑪社会保障制度の概要(年金・生活保護制度について)(生・公)	豊田市国保年金課職員	
		15:00～16:00【60】		豊田市生活福祉課職員	
6日目 42・43 会議室	17 (土)	13:00～15:00【120】	⑫意思決定支援と在宅医療(本・後)	豊田加茂医師会 豊田市地域包括ケア企画課職員	
		15:00～16:00【60】	⑬医療費助成、後期高齢者医療保険(生・公)	豊田市福祉医療課職員	
7日目 介護予防室	31 (土)	13:00～15:30【150】	⑭市民後見人の実際	とよた市民後見人一期生	
		15:30～16:00【30】	交流会		
8日目 介護予防室	11	7 (土)	13:00～14:00【60】	⑮とよた市民後見人の実務3(後・公) (各講座の振り返り)	豊田市成年後見支援センター アドバイザー司法書士
			14:00～16:00【120】	⑯グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう①」	MSW 豊田市成年後見支援センター アドバイザー社会福祉士
9日目 42・43 会議室	14 (土)	13:00～16:00【180】 ※途中休憩含む	⑰グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」	同上	
10日目 42・43 会議室	28 (土)	13:00～14:30【90】	⑱とよた市民後見人の実務1(後・公) (後見人等としての心構え)	社会福祉士	
		14:30～16:00【90】	⑲とよた市民後見人の実務2(後・公) (就任時の手続き、定期報告、報酬の仕組み)	司法書士	

【実務講座】(令和2年12月12日～) 13:00～16:30

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目	12	12 (土)	13:00～16:00【180】	①後見事務の実際Ⅰ	豊田市成年後見支援センター職員
2日目		19 (土)	13:00～16:00【180】	②後見事務の実際Ⅱ	豊田市成年後見支援センター職員
3日目		(土)	10:30～12:00【90】	③施設見学	
			14:00～15:30【90】		

*終了は16:30。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。

*9日目、10日目は参加必須。

*フォローアップ研修 2日目～8日目の講座のうち2回以上の参加

令和2年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム (旧)

【事前説明会】 日時：7/11 (土) 13:00～ 場所：福祉センター41会議室

内容：①地域福祉と市民後見人について (学識経験者)

②成年後見制度について(アドバイザー弁護士)

③とよた市民後見人及び講座の内容について (センター、市)

【基礎講座】(令和2年8月8日～12月12日) 13:00～16:30

(本：本人の意思と利益の尊重、市：市民としての生活の実現、生：生活等への変化の気づき、後：後見人としての自覚、公：公正な支援)

講座	月	日	時間	科目	講師 (調整中)
1日目 42・43 会議室	8	8 (土)	13:00～13:30【30】	オリエンテーション	豊田市成年後見支援センター職員
			13:30～14:00【30】	①豊田市の市民後見活動の理念と後見センターの役割(本・市)	豊田市福祉総合相談課職員 豊田市成年後見支援センター職員
			14:00～14:30【30】	②家庭裁判所の役割	名古屋家庭裁判所岡崎支部
			14:30～16:00【90】	③権利擁護と成年後見制度(後・公)	豊田市成年後見支援センター アドバイザー弁護士
2日目 42・43 会議室	22 (土)	13:00～14:30【90】	④本人の理解 (認知症) (市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医	
		14:30～16:00【90】	⑤障がい者総合支援法と本人の理解 (知的障がい) (市・生)	障がい者相談支援事業所	
3日目 42・43 会議室	9	5 (土)	13:00～14:00【60】	⑥介護保険制度(市・生)	社会福祉士
			14:00～16:00【120】	⑦高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	認知症初期集中支援チーム
4日目 42・43 会議室	19 (土)	13:00～14:30【90】	⑧本人の理解 (精神障がい) (市・生)	豊田市地域自立支援協議会 精神保健福祉士	
		14:30～16:00【90】	⑨医療機関と公的医療保険制度(後・公)	病院 MSW	
5日目 42・43 会議室	10	3 (土)	13:00～15:00【120】	⑩意思決定支援と在宅医療(本・後)	豊田加茂医師会 豊田市地域包括ケア企画課職員
			15:00～16:00【60】	⑪医療費助成、後期高齢者医療保険(生・公)	豊田市福祉医療課職員
6日目 42・43 会議室	17 (土)	13:00～14:00【60】	⑫法律知識の基礎 (民法) (後・公)	弁護士	
		14:00～15:00【60】	⑬社会保障制度の概要(年金・生活保護制度	豊田市国保年金課職員	
		15:00～16:00【60】	について)(生・公)	豊田市生活福祉課職員	
7日目 42・43 会議室	31 (土)	13:00～15:30【150】	⑭市民後見人の実際	とよた市民後見人バンク登録者 (一期生)	
		15:30～16:00【30】	交流会		
8日目 42・43 会議室	11	14 (土)	13:00～14:30【90】	⑮とよた市民後見人の実務1(後・公) (後見人等としての心構え)	社会福祉士
			14:30～16:00【90】	⑯とよた市民後見人の実務2(後・公) (就任時の手続き、定期報告、報酬の仕組み)	司法書士
9日目 42・43 会議室	28 (土)	13:00～14:00【60】	⑰とよた市民後見人の実務3(後・公) (各講座の振り返り)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 司法書士	
		14:00～16:00【120】	⑱グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう 1」	病院 MSW 豊田市成年後見支援センター アドバイザー社会福祉士	
10日目 42・43 会議室	12	12 (土)	13:00～16:00【180】 ※途中休憩含む	⑲グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう 2」	同上

【実務講座】(令和3年1月～2月) 13:00～16:30

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目	1	16 (土)	13:00～16:00【180】	①後見事務の実際 I	豊田市成年後見支援センター職員
2日目		30 (土)	13:00～16:00【180】	②後見事務の実際 II	豊田市成年後見支援センター職員
3日目	2	(土)	10:30～12:00【90】	③施設見学	
			14:00～15:30【90】		

* 終了は16:30。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。

* 9日目、10日目は参加必須。それ以外は補講にて対応可。

* フォローアップ研修 2日目～8日目の講座のうち2回以上の参加



くらし応援資金



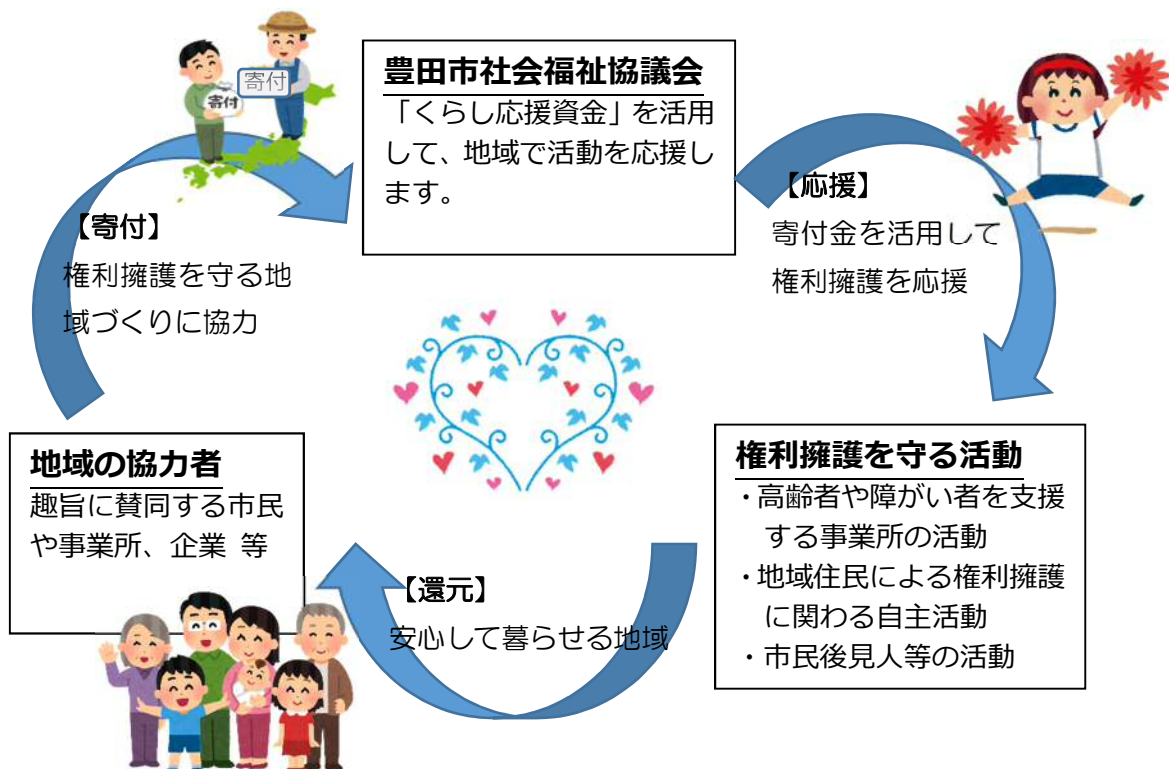
～市民による権利擁護支援活動を「まち」全体で支えるために～

☆寄付金を受け付けています☆

権利擁護支援活動って？

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、不安を抱えながら生活をしている人がいます。そうした人たちが地域で安心して暮らせるために、地域住民等による権利擁護の支えあい活動のことです。

くらし応援資金・・・権利擁護支援活動を応援します！



お問合せ先

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 くらし応援課
豊田市成年後見支援センター
〒471-0877 豊田市錦町 1-1-1
(電話) 0565-63-5566 (FAX) 0565-33-2346

みなさまからの寄付金の活用について

みなさまから集めさせていただく寄付金は、豊田市社会福祉協議会において、下記の応援に活用させていただきます。

◆権利擁護の啓発活動を応援

地域住民等に「権利擁護」の視点をもって活動してもらうために…

- ① 権利擁護のリーフレットや成年後見制度のチラシ等の提供
- ② 権利擁護や成年後見制度の研修等の際に活用してもらえる紙芝居や資料等の貸し出し

◆とよた市民後見人等の活動を応援

権利擁護を専門として活動している「とよた市民後見人」が継続的に活動をしていくための助成

◆制度で補えない支援を応援

成年後見制度以外の権利擁護を担う日常生活自立支援事業や生活支援員派遣事業の支援

◆地域の助け合いを応援

地域で眠っている使用できる介護用品等をリサイクル登録してもらい必要な人に繋げる

**地域の「支え合い」「助け合い」を応援したい！
あなたの寄付が地域を応援します！！**



くらし応援資金にご協力いただいた金額は所得税法第78条および法人税法第37条の寄附金控除の対象となります。